

9月13日の本会議において総務常任委員会に付託を受けました、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第79号、議案第82号、議案第83号及び議案第84号の7議案について、9月24日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第46号について、公務員に関する条例以外の改正はあるのかとの質疑に対し、現行条例で法に関係する条例は議案資料の条例だけであるとの答弁でした。

議案第47号について、個人市民税関係、軽自動車税関係および法人市民税関係の条例を改正するものとの説明があり、軽自動車税関係が与える市の税収への影響についての質疑に対し、この条例改正で1%程度減収するが、本条例案以外の部分で軽自動車税額が増額しており、合算すると市の税収に大きな影響はないとの答弁でした。

また、個人市民税関係では、ひとり親の認定をする上での事実婚状態をどう把握するのかとの質疑に対し、児童扶養手当申請時に確認しているとの答弁でした。

議案第48号について、工業標準化法の法名等の改正に伴い条例を改正するものとの説明がありました。特段の質疑はありませんでした。

議案第79号について、東日本大震災を契機として合併特例事業債の起債期限が5年延長される内容の法律の一部改正に基づくものとの説明があり、合併特例事業債の残額約7億については、法改正がない場合は本年度で終了していたはずだが、本年度予算にどのように組み込んでいたのかとの質疑に対し、5年延長は予算案作成前より先に承知していたため、後年度の事業で効率の良い事業に充当し、期間内に残額全てを起債する予定であるので本年度予算に全てを充当していないとの答弁でした。

議案第82号について、事務の承継をする内容についての質疑に対して、公文書保管や人事管理等の一部事業を行うとの答弁でした。

議案第83号について、令和2年3月31日限りで滋賀県市町村交通災害共済組合を解散するとの説明がありました。特段の質疑はありませんでした。

議案第84号について、解散後の財産配分として市への配分額の質疑に対して

は、市への配分額は約1,000万円強との答弁でした。

各議案とも、討論はなく採決を行いました。

その結果、議案第46号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第47号湖南市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第48号湖南市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第79号新市建設計画の変更について、議案第82号滋賀縣市町村交通災害共済組規約の変更について、議案第83号滋賀縣市町村交通災害共済組合を解散することについて及び議案第84号滋賀縣市町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、以上7議案については、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。